

長浜女性人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会をめざす長浜市行動計画の基本課題である市政への女性の参画促進をめざし、長浜女性人材バンク（以下「かがやきネット」という。）を設置する。

(登録の要件)

第2条 かがやきネットへ登録できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本市に在住又は在勤する満20歳以上の女性であること。
- (2) 市政に関心を持ち、本市の審議会等の委員として活動する意欲があること。
- (3) 本市の一般職員（嘱託職員、臨時職員を除く。）、常勤の特別職の職員又は議会の議員でないこと。

(登録の方法)

第3条 かがやきネットへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、かがやきネット登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、自薦及び他薦を問わない。
- 3 他薦の場合においては、推薦者は、かがやきネット登録対象者推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の推薦書の提出があったときは、速やかに確認し、被推薦者に登録票の提出を依頼する。
- 5 市長は、登録票の提出があったときは、速やかに確認し、かがやきネット登録決定通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

(台帳の登録)

第4条 市長は、前条第5項の規定により、申込者をかがやきネットに登録することを決定したときは、かがやきネット登録台帳（様式第4号。以下「登録台帳」という。）に申込者に関する必要事項を登録する。

(登録の期間等)

第5条 かがやきネットの登録期間は、登録した日から起算して2年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 市長は、前項の登録期間が満了したときは、直ちに登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）の記録を登録台帳から抹消する。ただし、登録期間の末日までに被登録者が登録の更新を申出た場合は、市長は、当該登録を更新する。
- 3 被登録者が第2条に掲げる登録要件を満たさなくなったときは、市長は第1項の規定にかかわらず、当該被登録者の登録を抹消する。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、文書により被登録者に通知する。
- 5 市長は、被登録者から登録抹消の申出を受けたときは、直ちに登録を抹消する。
- 6 前項の申出は、かがやきネット登録抹消申出書（様式第5号）により行う。

(登録内容の変更)

第6条 被登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申出なければならない。

2 前項の申出は、登録票により行う。

3 被登録者が登録内容の変更を申出たときは、市長は速やかにこれを変更する。

(登録台帳の管理)

第7条 登録台帳は、市民協働部人権施策推進課長（以下「主管課長」という。）が管理する。

2 主管課長は、登録台帳を長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）に基づき厳重に管理しなければならない。

3 主管課長は、登録台帳を審議会等の委員の選出以外の目的で使用又は提供してはならない。

(登録台帳の閲覧)

第8条 審議会等の委員を選出しようとする課若しくは室又は出先機関の長（以下「審議会等担当課長」という。）は、登録台帳を閲覧しようとするときは、主管課長に対し、かがやきネット登録台帳閲覧申請書（様式第6号）に必要な事項を記入し提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の規定により登録台帳の閲覧を求められたときは、特に支障がない限り、これを認めなければならない。

3 審議会等担当課長及び登録台帳を閲覧した職員は、当該閲覧によって得た情報を審議会等の委員の選出以外の目的に使用してはならない。

4 審議会等担当課長は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに主管課長に通知しなければならない。

(庶務)

第9条 かがやきネットの登録申込の受付その他かがやきネットの管理及び運営に関し必要な事務は、市民協働部人権施策推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日告示第189号）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第111号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。